

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	千葉県環境保全条例による低公害車・低燃費車の普及促進
実 施 期 間	平成 14 年度から継続
概 要	千葉県環境保全条例により、千葉県内で、200 台以上の自動車を使用する自動車に、知事が指定する低公害車を 5%以上導入するよう義務付け。また、自動車を使用する事業者等への低燃費車導入の努力規定制定。
施策内容	
千葉県内の事業者で使用している自動車（軽自動車、二輪車及び被けん引車を除く）の合計が 200 台以上の事業者に対し、使用する自動車の 5%以上を低公害車とするよう義務付け（導入期限：平成 18 年 3 月 31 日）。また、千葉県内の事業者で使用している自動車（軽自動車、二輪車、被けん引車及び特種自動車を除く）の合計が 30 台以上の事業者に対し、自らの事業活動に使用する自動車の新規購入、更新等において、低燃費車の積極的かつ計画的な導入を求める。 イ. 低公害車について ・専ら電気を動力源とする自動車 ・低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定により認定された自動車 ・前各号に定めるもののほか、知事が指定する自動車 ロ. 平成 20 年度末までの、200 台以上の事業者における、低公害車導入率 ・40.3%（現在市販されている自動車が、平成 17 年低排出ガス基準認定車であるため、平成 17 年低排出ガス基準以上で集計）	
参考資料	
・千葉県環境保全条例 ・千葉県環境保全条例施行規則	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進		
施策名	低公害車導入促進費補助金事業		
実 施 期 間	平成 14 年度から継続		
概 要	自動車の交通に起因して生ずる大気汚染の防止のための事業として、低公害車を導入する旅客・貨物運送事業者及びこれら以外の業種の中小企業者等に対して、必要な経費の一部を補助。		
施策内容			
旅客・貨物運送事業者及びこれら以外の業種の中小企業者等（個人事業者も含む）が、低公害車を購入するにあたり、その車両購入費の一部の補助を実施するもの。			
1. 補助対象事業者			
・旅客・貨物運送事業者及びこれら以外の業種の中小企業者等（個人事業者も含む）			
2. 補助対象車両（県内に登録する以下の車両）			
・天然ガストラック・バス（使用中のディーゼル車の天然ガス車への改造も含む）			
優良ハイブリッドトラック・バス			
電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）			
ハイブリッド乗用車（タクシー、レンタカー等の事業用途に限る）			
※国土交通省との協調補助を実施しているため、補助対象車両は各年度により異なる。			
3. 内容			
車両購入費等の一部補助			
・ハイブリッド乗用車は、本体価格の 5% 以内			
・ハイブリッド乗用車以外の乗用車は、通常車両価格との差額の 1/2 以内			
・上記以外は通常車両価格との差額の 1/2 以内			
・使用中のディーゼル車の天然ガス車への改造は、改造費の 1/3 以内			
平成 14 年度実績	62 件	平成 15 年度実績	185 件
平成 16 年度実績	422 件	平成 17 年度実績	466 件
平成 18 年度実績	810 件	平成 19 年度実績	164 件
平成 20 年度実績	227 件	平成 21 年度実績	51 件
参考資料			
・愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/0000021492.html)			

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	EV・PHVタウンモデル事業
実 施 期 間	平成 21 年度から継続
概 要	EV・PHVの本格的な普及に向けて経済産業省の「EV・PHVタウン」モデル事業を平成 21 年度から実施しており、車両の率先導入、充電インフラの整備、普及啓発などに取り組んでいる。

施策内容

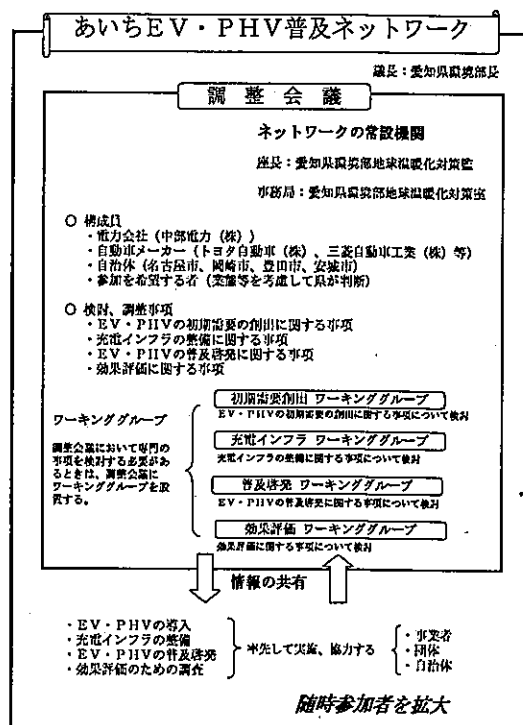
モデル事業を推進するため「あいちEV・PHV普及ネットワーク」を設立している。ネットワークには、電力会社、自動車メーカー、関係企業、市町村等と連携して実証実験を行い、普及モデルの確立し、全国への展開を図る。

モデル事業は平成 21 年度から 25 年度まで実施されるが、EV・PHVの販売当初は供給台数が限られるため、平成 21 年度は、中部圏の中心市である「名古屋市」、自動車メーカー及びその関連工場が集積している「岡崎市」、「豊田市」、「安城市」において、集中的に実証実験を実施した。今年度からは、EV・PHVの生産台数の動向等を勘案して、実施地域の拡大を図る。

【21 年度のEV・PHV及び充電設備の導入、整備状況】

種 類	EV・PHV	種 類	充電設備
EV	93 台	急速充電	3 (0) 基
PHV	47 台	普通充電	183 (63) 基
合 計	140 台	合 計	186 (63) 基

※ () 書きは一般開放分。



参考資料

・愛知県HP (<http://www.pref.aichi.jp/0000024415.html>)

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	自動車 NO _x 等対策推進事業
実 施 期 間	平成 14 年度から継続
概 要	自動車の交通に起因して生ずる NO _x などの大気汚染の防止のための事業として、排出ガス規制適合車の導入に必要な経費の一部を補助。
施策内容	
1. 天然ガス自動車普及促進事業 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者、その他これらに準ずるものとして三重県知事（以下「知事」という。）が認定した者（以下「補助対象事業者」という。）による天然ガス自動車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助。 イ. 補助対象車両 天然ガスバス・トラックの購入、使用過程ディーゼル自動車の天然ガス自動車への改造 ロ. 車両購入費の一部補助 (1) 購入 (天然バス) 通常車両価格との差額の 1/3 以内 (天然トラック) " 1/4 以内 (2) 改造 (天然バス・トラック) " 1/3 以内 平成 19 年度実績 3 件 平成 20 年度実績 2 件 平成 21 年度実績 0 件 2. NO_x・PM 低減装置普及促進事業 三重県内の事業者（個人事業者も含む）が、NO_x・PM 低減装置の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助。 イ. 補助対象車両 県内に使用の本拠を置く使用過程車のディーゼル自動車 ハ. 車両購入費の一部補助 NO_x・PM 低減装置価格の 1/4 以内 平成 19 年度実績 5 件 平成 20 年度実績 12 件 平成 21 年度実績 10 件	
参考資料	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	三重県中小企業融資制度「環境保全資金融資」
実 施 期 間	平成 15 年度から継続
概 要	自動車 NO _x ・PM 法の対策地域内に登録のある排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い換える中小企業者及び組合に融資。
施策内容	
(環境対策車の導入)	
1 融資対象	
① 低公害車の購入	
・ 営業用車両（営業用ナンバー）として、電気用自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車のいずれかの車両を購入する場合	
② 使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造	
③ NO _x ・PM 低減装置の装着	
・ 自動車 NO _x ・PM 法に基づき規制対象となる排出基準に適合しない自動車に、NO _x ・PM 低減装置を装着し排出基準適合車とする場合	
④ 自動車 NO _x ・PM 法排出基準適合車への買い換え	
・ 自動車 NO _x ・PM 法に基づき規制対象となる排出基準非適合車を排出基準適合車に適合する新車に買い換える場合で、以下〈1〉～〈4〉のすべてを満たす場合	
〈1〉申請車が排出基準非適合車の自動車検査証（以下「車検証」）上の所有者かつ使用車であること。	
〈2〉申請日が排出基準非適合車の車検証有効期限前であること	
〈3〉排出基準非適合車 1 台から排出基準適合車 1 台への買い換えであること	
〈4〉排出基準非適合車と排出基準適合車の車検証上の用途であること	
2 融資利率・融資限度額・融資機関等	
融資限度額 5,000 万円	
融資利率 年 1.75%（対策地域内 1.55%）	
（協会保証を付さない場合 1.80%（対策地域内 1.60%））	
貸付期間 5 年以内	
平成 19 年度実績 46 件 522,740 千円	
平成 20 年度実績 18 件 228,215 千円	
平成 21 年度実績 11 件 152,550 千円	
参考資料	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	愛知県グリーン配送
実 施 期 間	平成17年度から継続
概 要	県が行う物品調達に際し、納入業者等が環境への負荷が少ない愛知県グリーン配送適合車での配送を行うグリーン配送制度を実施。
施策内容	
県が締結する物品の売買契約の一方の当事者である事業者の方が県へ物品を自動車により配送する場合に、「愛知県グリーン配送適合車」を使用していただく。契約書等には、「物品の配送の際は、愛知県グリーン配送適合車の使用に努める」という文言を記載する。 【グリーン配送適合車】 ・ 低排出ガス認定車かつ低燃費車 ・ ハイブリッド自動車 ・ 天然ガス自動車 ・ L P G貨物自動車 ・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ メタノール自動車 ※ ただし、当分の間、「新長期規制適合車のうち、車両総重量が3.5トンを超えるトラック」、「新短期規制適合車のうち、車両総重量が3.5トンを超えるトラック」も適合車とみなす。	
参考資料	
・ 愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/green/index.html)	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進	
施策名	低公害車の導入義務 (条例第 80 条)	
実 施 期 間	平成 19 年度から継続	
概 要	平成 19 年度から、条例により、県内で乗用車換算 200 台以上の自動車を使用する事業者に、知事が指定する低公害車を一定割合以上導入するとともに、その状況について知事へ報告するよう義務付け。	
施策内容		
「県民の生活環境の保全等に関する条例」 (第 80 条) に基づき、一定規模以上の事業者に、知事が指定する低公害車を一定割合以上導入するとともに、その状況について毎年 6 月末に知事へ報告するよう義務付けるもの。		
1. 対象事業者		
・ 県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算で 200 台以上となる事業者 (車両総重量が 3.5 トン以下を 1 台、3.5 トン超 12 トン以下を 2 台、12 トン超を 4 台として算定)		
2. 対象自動車		
・ 普通自動車、小型自動車、軽自動車 (特殊自動車は対象外)		
3. 低公害車		
・ 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、特定 LPG 自動車、特定ディーゼル自動車、低排出ガス車かつ低燃費車、その他知事が定める自動車		
4. 目標となる導入割合		
事業の用に供する自動車が、全て車両総重量 12 トン以下の場合		3 割
事業の用に供する自動車が、全て車両総重量 12 トンを超える場合		2 割
事業の用に供する自動車に車両総重量 12 トンを超えるもの及び 12 トン以下のものが含まれる場合		2～3 割
参考資料		
・ 愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/nox/dounyuugimu/index.html)		

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	関空・りんくう CNG 車等普及促進モデル事業
実 施 期 間	平成 19 年度
概 要	CNG 車普及のため「関空・りんくう」をモデル地域とし、国との協調補助により CNG 車の導入補助を行った。
施策内容	
低公害車の普及を図るため、モデル地域（関西空港・りんくうタウン）を発着する CNG トラックを導入する運送業者等に対して国と協調して支援を行うとともに、荷主事業者との連携により、モデル地域内の物流施設等に出入りする車両に CNG 車の導入促進を図った。 ・対象者：モデル地区を発着する CNG トラックを導入する運送事業者 ・基準額：98 万円（国と協調） ・補助率：府 1/4（国 1/2） ・実 績：34 台	
参考資料	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	中小企業低公害車等購入資金特別融資
実 施 期 間	平成 20 年度まで
概 要	中小企業を対象として低公害車等を購入する資金を借り入れできる融資制度。
施策内容	
より低公害な車種への代替と低公害車の普及を促進するため、購入に必要な資金の融資と利子補給を行った。 ※平成 20 年 8 月以降利子補給を廃止し、同等以上の条件で他の本府融資制度（商工労働部金融室）の利用が可能ことから、平成 21 年度から制度自体を廃止した。廃止後の制度融資の利用希望者には、金融室の制度融資の利用を促す。 対 象 者：府内の中小企業者 対象車種：①電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の購入 ②ディーゼル乗用車からガソリン又は LPG 乗用車への代替 ③自動車 NO_x・PM 法に規定するトラック・バス等の指定自動車で、排出基準非適合車から適合車への代替 実 績：平成 19 年度 30 台、平成 20 年度 11 台	
参考資料	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進					
施策名	兵庫県低公害車導入支援事業					
実 施 期 間	平成 13 年度から継続					
概 要	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質等の排出量の削減を図るため、低公害車への買換、排出ガス低減装置を設置する事業者等への補助及び融資。					
施策内容						
1 運送事業者への低公害車普及促進補助事業						
補助対象	県内の民間自動車運送事業者、自動車リース事業者等					
対象車両	バス及びトラック（ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車等）					
補 助 額	低公害車と一般車の差額の 1/2（低公害車への改造費） ※国土交通省の補助を受けることが要件					
実 績	平成 14 年度	23 台	平成 15 年度	27 台	平成 16 年度	8 台
	平成 17 年度	17 台	平成 18 年度	53 台	平成 19 年度	142 台
	平成 20 年度	131 台	平成 21 年度	55 台		
2 ディーゼル車への排出ガス低減装置装着助成事業						
補助対象	県内の民間事業者及び県内で発着するフェリーを相当程度利用している民間事業者					
対象車両	大型バス（定員 30 名以上）及び車両総重量 8 トン以上のトラック					
補 助 額	排出ガス低減装置の装着に係る費用の 1/4（ただし、限度額は 35 万円） 低減装置は、窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 814 号）の規定により優良と評価された装置（NO _x ・PM低減装置に限る。）					
実 績	平成 13 年度	31 台	平成 14 年度	40 台	平成 15 年度	98 台
	平成 16 年度	257 台	平成 17 年度	2 台	平成 18 年度	11 台
	平成 19 年度	22 台	平成 20 年度	37 台	平成 21 年度	28 台
3 最新規制適合車等購入資金融資制度〔兵庫県地球環境保全資金〕						
融資対象	中小企業者					
対象事業	①最新規制適合車等の購入 （自動車 NO _x ・PM 法の規制を満足しない現有のディーゼル車等を解体廃車すること） ②低公害車の購入					
融資条件	限度額	1 企業・組合	5,000 万円	限度	融資利率	1.9%
償還方法	10 年以内（2 年以内据置可）、元金均等月賦償還					
利子補給	小規模企業 60% 中小企業 30%（補給期間 5 年間）					
実 績	平成 13 年度	32 台	平成 14 年度	33 台	平成 15 年度	41 台
	平成 16 年度	105 台	平成 17 年度	84 台	平成 18 年度	40 台
	平成 19 年度	5 台	平成 20 年度	14 台	平成 21 年度	8 台

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会による低排出ガス車 (LEV-7) の指定
実 施 期 間	平成 21 年度まで
概 要	環境にやさしい低排出ガス車を普及促進するため、市販されているガソリン車やディーゼル車の中でも、特に窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の排出ガス量がより低減されている車を「LEV-7 (レブ・セブン)」として指定した。

施策内容

京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会において、環境にやさしい低排出ガス車を普及促進するため、市販されているガソリン車やディーゼル車の中でも、特に窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の排出ガス量がより低減されている車を「LEV-7 (レブ・セブン)」として指定した。

なお、LEV-7 指定制度は、国による自動車排出ガス規制の強化 (ポスト新長期規制) や国の低排出ガス車認定制度が充実されたこと等から、平成 21 年 7 月 31 日の指定をもって最後の指定とし、今後の新規販売等については国の低排出ガス車認定制度や燃費基準等を活用していくこととした。

・大阪府域における LEV-7 の販売台数 (単位: 台)

	平成 19 年度	平成 20 年度
乗 用 車	200,748	175,287
トラック・バス等	44,202	30,582
合 計	244,950	206,695
新規登録台数 に占める割合	82.6%	82.0%

・LEV-7 の指定型式数

	平成 19 年度	平成 20 年度
乗 用 車	1,567	800
トラック・バス等	1,811	1,573
合 計	3,378	2,373

参考資料

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	グリーン配送の推進
実 施 期 間	
概 要	物品の輸配送に低公害な自動車（グリーン配送適合車）を使用するグリーン配送について、府が率先的な取り組みを行い、事業者、市町村、他府県等へ取り組みの要請を行う等その拡大を図っている。
施策内容	
大阪府では、購入する物品の配送に事業者が自動車を使用する場合、低公害な自動車（グリーン配送適合車）を使用するよう求めている。 大阪府、大阪市及び神戸市では、いずれかに届出されたグリーン配送適合車については、いずれにおいても適合車と見なす等、連携してグリーン配送の推進を図っている。 また、「大阪グリーン配送推進運動」として、購入物品等の配送に環境負荷の少ない自動車（グリーン配送適合車）を使用するなどの「グリーン配送」に取り組む推進事業者の募集を行っている。（平成 21 年度末推進事業者 170 事業所） 〔大阪グリーン配送推進運動について〕 ・民間事業者がグリーン配送の 4 つの取り組み*から実施可能なものを選択し、「グリーン配送推進事業者」として登録する制度 ※4 つの取り組み ①グリーン配送適合車への転換 ②グリーン配送による納入 ③物品の調達等へのグリーン配送の要請 ④グリーン配送による輸配送の実施 ・推進事業者は、右のマークを使用しグリーン配送を推進	
	
参考資料	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進
施策名	エコカー普及推進事業
実 施 期 間	平成 22 年度から継続
概 要	
施策内容	
多様なエコカーの普及を推進するため、平成 21 年 12 月に策定した「大阪エコカー普及戦略」に基づき、エコカーの導入やインフラ整備の支援を官民一体で推進するための協働普及体制を構築するとともに、国事業への参画など、エコカー普及の加速化に向けた取組みを行う。	
参考資料	

経済産業省 製造産業局自動車課

国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 13 年度以降
施策名	自動車税のグリーン化		
関連法・ 計画等	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月閣議決定（全部改訂）） 低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）		
概 要	排出ガス性能及び燃費性能に応じて自動車税を軽減するとともに、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては重課する。		
施策内容			
○特例措置の概要 自動車税を以下のとおり重課又は軽減する。 (重課) ・新車登録から以下の年数を経過した自動車について、概ね 10%重課（低公害車及び一般乗合バスを除く） ＜重課の対象＞ディーゼル車：11 年、ガソリン車：13 年 (軽減) ・平成 17 年排出ガス基準値 75%低減（☆☆☆☆）、かつ、平成 22 年度燃費基準値 25%以上達成車について、50%軽減する。 ・対象車には、電気自動車（燃料電池自動車含む）、天然ガス自動車（☆☆☆☆（3.5t 超にあっては平成 17 年排出ガス基準値より NOx 又は PM が 10%以上低減）を満たしたものに限る）、プラグインハイブリッド自動車を含む。			
○重課額（試算） 平成 19 年度 193 億円 平成 20 年度 203 億円 平成 21 年度 205 億円			
○減収額（試算） 平成 19 年度 224 億円 平成 20 年度 192 億円 平成 21 年度 223 億円			
参考資料			

経済産業省 製造産業局自動車課

国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 18 年度以降
施策名	自動車取得税の税率の特例		
関連法・ 計画等	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月閣議決定（全部改訂）） 低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）		
概 要	最新の排出ガス規制に適合したディーゼル車の取得に係る自動車取得税を軽減する。		

施策内容

○特例措置の概要

最新の排出ガス規制に適合したディーゼル車の取得に係る自動車取得税を軽減する。

対象車		軽減率	措置期限
トラック・バス (車両総重量 2.5t 超)	ポスト新長期規制適合、かつ、平成 27 年度燃費基準達成車	1.0%軽減 (2.5t 超～3.5t 以下及び 12t 超)	H22. 8. 31
		2.0%軽減 (3.5t 超～12t 以下)	H22. 9. 30
		1.0%軽減 (3.5t 超～12t 以下)	H23. 8. 31
クリーンディーゼル乗用車	ポスト新長期規制適合	0.5%軽減	H22. 8. 31

上記のほか、平成 19 年度から平成 20 年度まで、排出ガス基準に適合しないトラック・バスを廃車し、新長期規制に適合したトラック・バスを取得した場合に 1.2%の軽減を行う措置を実施。

○減収額（試算）

	トラック・バス	クリーンディーゼル乗用車
平成 20 年度	48 百万円	29 百万円
平成 21 年度	272 百万円	48 百万円

参考資料

経済産業省 製造産業局自動車課

国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 11 年度以降
施策名	自動車取得税の非課税等		
関連法・ 計画等	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月閣議決定（全部改訂）） 低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）		
概 要	燃費基準達成車かつ低排出ガス認定車を取得した場合に係る自動車取得税の課税標準から一定額を控除する。		
施策内容			
○特例措置の概要 低排出ガスの認定を受け、かつ、燃費基準に優れた自動車を取得する際の自動車取得税の課税標準から以下の額を控除し、自動車取得税を軽減する。 ・平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（☆☆☆☆） かつ、燃費基準＋25%達成車			

経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 11 年度以降
施策名	自動車取得税の非課税等		
関連法・ 計画等	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月閣議決定（全部改訂）） 低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）		
概 要	排気ガス性能及び燃費性能に優れた低公害車の取得に係る自動車取得税の税率を軽減する。		
施策内容			
○特例措置の概要 低公害車（電気自動車（燃料電池自動車含む）・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車）の取得に係る自動車取得税の税率を軽減する。 ※平成 21 年度以降は中古車が対象			
対象車			軽減率
電気自動車（燃料電池自動車含む）			2.7%軽減
天然ガス自動車	車量総重量 3.5t 以下	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（☆☆☆☆）	2.7%軽減
	車量総重量 3.5t 超	平成 17 年排出ガス基準 10%低減達成車	
ハイブリッド自動車 （トラック・バス）	車量総重量 3.5t 以下	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（☆☆☆☆）、 かつ、平成 22 年度燃費基準値＋25%達成車	2.7%軽減
	車量総重量 3.5t 超	平成 17 年排出ガス基準値より NOx 又は PM が 10%以上低減、 かつ、平成 27 年度燃費基準達成車	
プラグインハイブリッド自動車			2.4%軽減
ハイブリッド乗用車			1.6%軽減
平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（☆☆☆☆）、かつ、平成 22 年度燃費基準値＋25%達成車			
○減収額（試算） 平成 18 年度 45 億円 平成 19 年度 45 億円 平成 20 年度 69 億円			
参考資料			

経済産業省 製造産業局自動車課

国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 21 年度以降
施策名	自動車重量税・自動車取得税の時限的減免		
関連法・ 計画等			
概 要	自動車需要の急激な落ち込みなどの景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進を図るため、自動車重量税及び自動車取得税の原綿措置を時限的に実施。		

施策内容

○特例措置の概要

◆自動車重量税の減免

－新車に係る措置

購入時の初回車検分

※平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 4 月 30 日までに 新規検査を受ける場合

－既販車に係る措置

措置期間中、最初に受ける継続車検分

※平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 4 月 30 日までに 継続検査等を受ける場合

◆自動車取得税

平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までに新車の取得が行われる場合

【対象車と軽減率】

次世代自動車	免 税	
登録車・軽自動車		排ガス基準☆☆☆☆ (75%以上低減)
	2010年度燃費基準 +25%達成車	75%軽減
	2010年度燃費基準 +15%達成車	50%軽減
中量車 (車両総重量2.5t超～3.5t以下)		2015年燃費基準達成車
	ディーゼル車 ポスト新長期規制適合車	75%軽減 ※
	ガソリン車 排ガス基準☆☆☆	50%軽減
重量車 (バス・トラック等)		2015年度重量車燃費基準達成車
	ポスト新長期規制適合車	75%軽減
	排ガス基準☆ (NOx又はPM+10%低減)	50%軽減

※自動車取得税には、ガソリン車の排ガス4☆かつ2015年燃費基準達成車に対する75%軽減有り

(注) 次世代自動車に該当するものは以下のとおり

電気自動車 (燃料電池自動車含)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、ハイブリッド自動車・天然ガス自動車 (一定の性能要件を満たすもの)

○減収額 (試算)

平成 21 年度 2,100 億円

経済産業省 製造産業局自動車課

国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関 連 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 13 年度以降
施策名	日本政策金融公庫による低利融資		
関連法・ 計画等	低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定） エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）		
概 要	天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車又はポスト新長期規制適合車のうちディーゼル車の取得を取得する場合に、低利融資を行うことで経済的インセンティブを付与し、低公害車の普及を促進している。		

施策内容

大気汚染問題の緊急性に鑑み、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車といった低公害車の普及促進を図ることが重要であり、早期普及を図るためにも、資金の支援は是非とも必要であることから、平成 13 年度に低利融資制度を創設した。

（平成 15 年度より「メタノール自動車」を融資対象から削除。）

（平成 22 年度に融資対象を「新長期規制適合車のうちディーゼル車を取得する者」から「ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル車を取得する者」に変更）

1. 貸付対象

天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車又はポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車

2. 貸付限度

○国民生活事業：7,200 万円

○中小企業事業：直接貸付 7 億 2 千万円
代理貸付 1 億 2 千万円

3. 貸付期間

15 年以内

4. 貸付利率

○国民生活事業：特別利率②

○中小企業事業：基準利率。ただし、4 億円を限度として特別利率②

【融資実績】

	国民生活事業		中小企業事業	
	件数	実績	件数	実績
平成 19 年度	397 件	28.9 億円	108 件	31.2 億円
平成 20 年度	716 件	53.7 億円	187 件	54.5 億円
平成 21 年度	936 件	42.2 億円	162 件	47.2 億円

参考資料

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 10 年度から継続
施策名	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助		
関連法・ 計画等	・「次世代自動車戦略 2010」(平成 22 年 4 月 12 日、経済産業省次世代自動車戦略研究会) ・「経済財政改革の基本方針 2009」(平成 21 年 6 月閣議決定) ・「未来開拓戦略」(平成 21 年 4 月 17 日、内閣府・経済産業省) ・「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年 7 月、閣議決定) ・「京都議定書目標達成計画」(平成 20 年 3 月、閣議決定) ・「エネルギー基本計画」(平成 19 年 3 月、閣議決定)		
概 要	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車等の導入及び充電器及び燃料供給設備を設置する者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助する。		
施策内容			
(1) 補助対象・補助額			
補助対象		補助額	
クリーンエネルギー自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、LPガス自動車)の導入 ※ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、LPガス自動車は、乗用車を除く。		通常車両との差額の 1/2 以内	
燃料等供給設備(急速充電設備、普通充電設備、自家用天然ガス・LPガス燃料供給設備)の設置		本体価格の 1/2 以内	
(2) 導入実績(平成 21 年度)			
<車両導入> 電気自動車 1,604 台、ハイブリッド自動車 32 台、天然ガス自動車 916 台、クリーンディーゼル自動車 205 台、LPガス自動車 1,104 台			
<燃料供給設備> 急速充電設備 141 基、自家用天然ガス燃料供給設備 14 件、LPガススタンド 15 件			
参考資料			
補助事業 HP ・一般社団法人次世代自動車振興センター(電気自動車、クリーンディーゼル自動車) http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/index.html ・一般社団法人都市ガス振興センター(天然ガス自動車) http://www.gasproc.or.jp/clean/22/index.html ・日本 LP ガス協会(LP ガス自動車) http://www.j-lpgas.gr.jp/support/lgv/index.html			

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 21 年 4 月 10 日から 平成 22 年 9 月 30 日 (上記期間内に必要な手続きがなされた 新車・廃車が対象で平成 22 年 10 月 29 日 までに申請書が受理されることが必要)
施策名	環境対応車普及促進事業		
関連法・ 計画等	「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日発表) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日発表)		
概 要	環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と 景気対策を効果的に実現する。		
施策内容			
古い車を廃車して一定の環境性能を有する自動車を購入する者、または古い車の廃車を 伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する者からの申請に対し、補助金を交付する。			
(1) 経年車の廃車を伴う新車購入補助 車齢の古い車を廃車し、一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補			
乗用車(登録車・軽): 車齢 13 年超車から 2010 年度燃費基準達成車へ 登録車 25 万円 軽自動車 12.5 万円 重量車(トラック・バス等): 車齢 13 年超車から新長期規制適合車へ 小型 (GVW3.5t クラス) 40 万円 中型 (GVW8t クラス) 80 万円 大型 (GVW12t クラス) 180 万円			
(2) 新車購入補助(経年車の廃車を伴わないもの) 環境性能の良い新車を購入する者に対する補助			
乗用車(登録車・軽): 排気ガス性能 4☆かつ 2010 年度燃費基準+15%以上 登録車 10 万円 軽自動車 5 万円 重量車(トラック・バス等): 2015 年度燃費基準達成車かつ NOx 又は PM+10%低減 小型 (GVW3.5t クラス) 20 万円 中型 (GVW8t クラス) 40 万円 大型 (GVW12t クラス) 90 万円			
参考資料			
・一般社団法人次世代自動車振興センターHP http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/eco_car.html			

関 連 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 14 年度から継続
施策名	低公害車普及促進等対策		
関連法・ 計画等			
概 要	地球温暖化対策、大都市地域等における大気汚染対策等の観点から、トラック・バス・タクシー事業者を中心に、電気自動車、ハイブリッドトラック・バス・タクシー等の導入に対する支援等を行うことにより、環境対応車の普及を促進し、地球温暖化対策、大気環境等の改善等を図る。		
施策内容			
トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行う等の支援を行う。			
補助率：通常車両価格との差額の 1/2			
参考資料			
http://www.mlit.go.jp/common/000111109.pdf			

関 連 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 17 年度より継続
施策名	低公害車普及事業		
関連法・ 計画等	低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）		
概 要	塵芥車、ごみ運搬車等としての低公害車の導入や、次世代低公害車等を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層の大気汚染物質排出量の削減を図る。		
施策内容			
1. 導入計画の策定 低公害車の導入計画を策定し、総合的・計画的に低公害車の導入を図るものについて評価・審査を行い、補助を行う。			
2. 補助対象事業 (1) 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業 塵芥車、ごみ運搬車等として低公害車を導入する事業（購入、リース） (2) 次世代低公害車普及事業 次世代低公害車（燃料電池自動車、水素自動車）等を導入する事業			
3. 負担割合 (1) 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業 塵芥車、ごみ運搬車等として低公害車を導入する事業（購入、リース）の低公害車と通常車両との差額の 1/2 の補助 (2) 次世代低公害車普及事業 次世代低公害車等の導入費用の 1/2 の補助			
【実績】			
年度	低公害車普及事業	次世代低公害車普及事業	
平成 19	106 台（対象地域内 8 団体含む。）	8 台（神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府含む。）	
平成 20	232 台（対象地域内 20 団体含む。）	9 台（神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府含む。）	
平成 21	109 台（対象地域内 24 団体含む。）	13 台（横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府含む。）	
参考資料			

関 連 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 19 年度より継続
施策名	自動車環境配慮推進事業		
関連法・ 計画等			
概 要	①自家用の燃費基準達成かつ排出ガス新長期規制適合車 ②アイドリングストップ装置、エコドライブ支援装置、NO _x ・PM低減装置 の導入事業に必要な経費の一部を国が補助する。(②は平成 22 年度から開始)		
施策内容			
I 平成 21 年度まで 事業者等が当該事業に係るCO ₂ 等の排出量の削減のための自動車環境配慮推進計画を作成し、環境省に認定の申請をする。このうち、環境省の認定を受けた事業者等が当該計画の一環として行う燃費基準達成かつ排出ガスに係る新長期規制適合のトラック・バスの導入について、その車両購入費の一部の補助を実施するもの。 1. 計画の認定 イ. 募集対象 自動車NO _x ・PM法の対策地域において自家用車両を運行する事業者 ロ. 計画の提出 CO ₂ 等の削減目標、新長期規制適合かつ燃費基準達成のトラック・バスの代替等を内容とする計画（自動車環境配慮推進計画）を提出。 2. 認定を受けた者に対する車両導入補助 イ. 補助事業者 自動車環境配慮推進計画について環境省の認定を受けた事業者等 ロ. 補助対象 自動車NO _x ・PM法の対策地域を運行する予定である重量車燃費基準達成かつ排出ガスに係る新長期規制適合のトラック・バス（自家用に限る。） ハ. 車両購入費の一部補助 通常車両価格との差額の 1/2 以内（自動車環境配慮推進計画を認定する時点で確定） II 平成 22 年度 自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染の防止のための事業として下記の車両又は装置の導入に必要な経費の一部を国が補助するもの。 イ. 補助対象 自動車NO _x ・PM法の対策地域を使用の本拠とする、または運行する予定である以下の車両又は車両に装着する装置 ①重量車燃費基準達成かつ排出ガスに係る新長期規制適合のトラック・バス（自家用に限る。） ②アイドリングストップ装置 ③エコドライブ支援装置（燃費計） ④NO _x ・PM低減装置 ハ. 一部補助 ①については通常車両価格との差額の 1/2 以内 ②～④については本体価格の 1/2 以内			
【実績】平成 19 年度 83 件 平成 20 年度 48 件 平成 21 年度 1 件			
参考資料			
自動車環境配慮推進事業費補助金交付要綱			

経済産業省 製造産業局自動車課

国土交通省 自動車交通局技術安全部環境課

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成9年度以降						
施策名	一定の低公害自動車に燃料を充填するための設備に係る特例措置								
関連法・ 計画等	京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定（全部改訂）） 低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定）								
概 要	低公害車の燃料供給設備（電気充電設備・天然ガス充填設備及び水素充填設備）について、取得から3年間、固定資産税の課税標準を2/3に軽減する。								
施策内容									
○特例措置の概要 低公害車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等の普及を促進するにあたり、電気充電設備等の燃料供給インフラの整備が十分でないことが普及の障害となっていることから、インフラの整備を後押しするため、燃料供給設備を取得してから3年間に限り、固定資産税の課税標準を2／3に軽減する。 【対象】 電気充電設備（300万円以上） 天然ガス充てん設備（2,000万円以上） 水素充てん設備（2,000万円以上） ※（ ）内は対象となる設備の価格要件 ※充電設備については、平成21年度に価格要件を2,000万円から300万円に引き下げ ○減収額（試算） <table><tr><td>平成19年度</td><td>11百万円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>11百万円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>5百万円</td></tr></table>				平成19年度	11百万円	平成20年度	11百万円	平成21年度	5百万円
平成19年度	11百万円								
平成20年度	11百万円								
平成21年度	5百万円								
参考資料									

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	昭和 61 年度より継続
施策名	エコカーワールドの開催		
関連法・計画等	低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）		
概要	子供達が見て触れてみることのできる体験型の展示をはじめ、試乗会、大学・高校等を対象にしたエコカーコンテストや未来の交通システムをテーマとしたミニシンポジウムなど通して、低公害車について国民の理解を深め、その普及を図る。		
施策内容			
2010 年度開催概要			
■主催 環境省、独立行政法人環境再生保全機構、横浜市 ■協賛 (財) エンジニアリング振興協会、(財) 運輸低公害車普及機構、(社) 日本ガス協会 (社) 日本自動車工業会、電気事業連合会、L P ガス自動車普及促進協議会 (社) 次世代自動車振興センター ■出展車両 ・展示車両＝約 110 台 ・試乗車両＝約 15 台 ※各自動車メーカー等からの協力により出展 電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、L P ガス自動車、天然ガス自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等 ※学校（学生）からの出展の電気自動車（手作りエコカーコンテスト出展車） ■その他 ・未来の交通システムをテーマにしたシンポジウム 出演：早稲田大学環境総合研究センター参与・客員研究員 樋口世喜夫先生 他 ・エコドライブシュミレータ ・手作りエコカーコンテストの表彰（学生対象） ・働くエコカーと子供用制服着用の写真撮影 ・エコカーのチョロQ及びエコタウン模型展示 ・エコ工作教室（電気自動車〔実車〕の組立・試走、風力発電模型の組立） ■開催期間 平成 22 年度 6 月 5・6 日 ■会場 横浜みなとみらい 2 1 横浜レンガ倉庫広場並びに横浜会場防災基地前道路及びその周辺 ■来場者数 2 日間計約 95,000 人			
参考資料			

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 18 年度から継続
施策名	燃料電池システム等実証研究		
関連法・ 計画等	・「エネルギー基本計画」(平成 22 年 6 月、閣議決定) ・「次世代自動車戦略 2010」(平成 22 年 4 月 12 日、経済産業省次世代自動車戦略研究会) ・「経済財政改革の基本方針 2009」(平成 21 年 6 月閣議決定) ・「未来開拓戦略」(平成 21 年 4 月 17 日、内閣府・経済産業省) ・「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年 7 月、閣議決定) ・「京都議定書目標達成計画」(平成 20 年 3 月、閣議決定)		
概 要	燃料電池自動車及び水素ステーションを実使用条件下において運用し、燃料電池自動車の普及に向けた問題・課題の解決を図るとともに、水素・燃料電池に対する国民的理解の醸成を図る。		
施策内容			
○水素供給インフラを運用し、燃料電池自動車等に水素を供給することにより、水素ステーション普及に向けた長期使用下における技術課題の抽出と対策の検討、基準・標準化に活用するためのデータを抽出する。			
○燃料電池自動車等の公道走行及びフリート走行などの過酷な実環境における燃費測定データの分析や水素供給時の最適充填圧力、最適充填方法検討のためのデータを取得することにより、燃料電池自動車の本格普及に向けた課題を抽出する。			
○広報・教育活動を通じ、水素・燃料電池に係る認知度向上及び水素社会受容性向上を図る。			
参考資料			

関 連 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 15 年度より継続
施策名	燃料電池自動車啓発推進事業		
関連法・ 計画等	低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）		
概 要	環境省でリース導入している燃料電池車を用いて、地方公共団体において燃料電池自動車のイベント展示、試乗会や学校等での学習利用により、地域社会への啓発推進を図り、また様々な利用形態での走行による社会実験と、その活用方法について検討・実証する。		
施策内容			
・ 地方自治体において、その特性を活かしつつ燃料電池自動車を有効に活用するため、医療福祉施設、学校等、利用者層、走行距離、利用頻度などが異なる様々な利用形態での活用方法について検討を行う。 ・ 平成 15 年度から、環境省が新たに導入した燃料電池自動車を使用して、地方自治体及び地域社会に対する啓発推進を目的としたキャラバンを行っており、平成 18 年度からは型式認証を受けた車両を用いて、全国の地方自治体を対象とした地域キャラバンを実施している。 ・ 燃料電池自動車の様々な利用形態毎に、需要サイドである地方自治体が予め把握すべき情報（燃料供給やメンテナンスの在り方等）を収集するため、燃料電池自動車の走行による社会実験を行う。 ・ 地域キャラバンにおいて得られた燃費データやアンケート結果、収集・編集されたビデオ、写真等を全国の地方自治体に提供し、地域住民に対しての啓発をさらに進展させ、燃料電池自動車に対する関心を深める。特に教育現場において、燃料電池や燃料電池自動車の模型等を使用しながらの啓発活動を充実させる。			
【実績】			
・ 平成 19 年度：3 県 9 市町（計 12 自治体）で実施 ・ 平成 20 年度：1 県 7 市区町（計 8 自治体）で実施 （NO_x・PM法対象地域内東京都江戸川区を含む。） ・ 平成 21 年度：3 県 6 市（計 9 自治体）で実施 （NO_x・PM法対象地域内神奈川県茅ヶ崎市、埼玉県東松山市及び兵庫県高砂市を含む。）			
参考資料			
「燃料電池自動車啓発推進事業について」HP http://www.env.go.jp/air/car/lev/fcv/index.html			

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	埼玉県地球温暖化対策推進条例によるエコドライブの推進
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
条例によるエコドライブの推進 ・エコドライブ推進者の選任（埼玉県地球温暖化対策推進条例） 平成22年度から、エコドライブを効果的に推進するため、事業者（*）は自動車の管理を統括する者から1人を事業者内でエコドライブを普及・推進するに当たり中心的な役割を担う「エコドライブ推進者」として選任する。 ＊30台以上自動車を使用する事業者等が対象 ・自動車の使用者によるエコドライブに実施を義務付け ・新車販売店に購入者へのエコドライブの説明を義務付け	
参考資料	
・埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/ http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive/ecodrive1.html	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブ講習会等の実施
実 施 期 間	
概 要	関係団体と連携したエコドライブ講習会の実施及びエコドライブセミナーの実施。
施策内容	
1 関係団体と連携したエコドライブ講習の実施 平成 19 年度 1 回 平成 20 年度 2 回 平成 21 年度 2 回 2 エコドライブセミナーの実施 平成 20 年度 2 回 平成 21 年度 1 回	
参考資料	
・ 埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/ http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive/ecodrivel.html	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブ普及促進事業
実 施 期 間	平成 20 年度から継続
概 要	エコドライブ普及啓発用のリーフレットを作成し、また、事業者向けの研修会等への講師派遣を行う。
施策内容	
県民・事業者にはエコドライブの意義や具体的な運転方法を知ってもらうため、広く県民・事業者にはエコドライブの情報を提供し、エコドライブについての認知度とドライバーの意識の向上を図る。また、事業者の運行管理者等を対象に、講習会を開催し、エコドライブの指導者となる人材育成の取組を進め、一般ドライバーへの普及として、地球温暖化防止活動推進員等の地域で活動する人材を対象とした、普及啓発方法の情報提供や研修会を開催する。 イ. 平成 20 年度のエコドライブ普及啓発事業 ・イベントでの啓発活動（八都県市共同事業） ・自動車教習所でのエコドライブ実技講習会（八都県市共同事業・J A F 共催） ・エコドライブ推進月間キャンペーン活動（八都県市共同事業） ・エコドライブコンテストへの参加協力依頼（環境省、環境再生機構主催） ・地球温暖化防止活動推進員への普及啓発（千葉県地球温暖化防止活動センター） ・県民等への情報提供等（内容：エコドライブやアイドリング・ストップの周知等） ロ. 平成 21 年度のエコドライブ普及啓発事業 ・イベントでのエコドライブの啓発活動（八都県市共同事業及び県単独） ・自動車教習所でのエコドライブ実技講習会（八都県市共同事業・J A F 共催） ・エコドライブ推進月間キャンペーン活動（八都県市共同事業） ・エコドライブコンテストへの参加協力依頼（環境省、環境再生機構主催） ・地球温暖化防止活動推進員への普及啓発（千葉県地球温暖化防止活動センター） ・職員出前講座による率先取組（内容：県職員向けの講座） ・県民等への情報提供（内容：エコドライブやアイドリング・ストップの周知等） ・市町村への講師派遣	
参考資料	
・千葉県HP（エコドライブの推進） http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/event/campaign/sonohoka/ecodrive/index.html	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブの推進
実 施 期 間	平成 12 年度から継続
概 要	
施策内容	
・東京都エコドライブインストラクター養成教習会開催（平成 20 年 6 月） ・区市と連携したエコドライブ教習会開催（平成 20 年 10 月から継続） ・条例にエコドライブ実施に係る努力義務規定新設（平成 21 年 4 月） 等	
参考資料	
・東京都環境局HP ・東京都環境白書 2010	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進 ((3) 低公害車の普及促進、(5) 交通需要の調整・低減を含む)
施策名	事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請
実 施 期 間	平成 21 年 7 月から継続
概 要	川崎市臨海部の二酸化窒素環境基準達成に向けて、事業者向け自動車利用ガイドライン (ガイドライン) を作成し、事業者のエコドライブの実施や輸送の効率化等の取組を促す。ガイドラインは自動車の使用者としての取組に加えて、荷主としての取組についても明示。
施策内容	
川崎市臨海部の二酸化窒素環境基準達成に向けて、事業者に取り組んでいただきたい環境に配慮した自動車利用の取組をとりまとめた事業者向け自動車利用ガイドライン (ガイドライン) を作成し、平成 21 年 7 月～平成 22 年 3 月に、323 の事業所を個別訪問し、ガイドラインによる取組の協力を依頼。 また、ガイドラインに賛同する事業所を募集しており、賛同事業所を県のホームページで公開。 【事業者向け自動車利用ガイドライン概要】 ◇ 自ら自動車を使用する場合の取組 ①エコドライブの実施 ②低公害車の利用 ③混雑時間帯の回避 ④他の道路へのう回 ⑤公共交通機関等の利用 ⑥輸送の効率化 ◇ 荷主として貨物運搬を委託する場合等の取組 ①出入り事業者への要請 ②輸送の効率化	
参考資料	
・川崎市臨海部の二酸化窒素環境基準達成に向けて～事業者向け自動車利用ガイドライン～ ・神奈川県HP	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	池上測定局二酸化窒素情報システムの運用
実 施 期 間	平成 21 年 12 月から継続
概 要	「池上新田公園前測定局」において、二酸化窒素が高濃度となった場合に、予め登録しているメールアドレスに情報提供し、環境に配慮した自動車利用などの協力を呼び掛ける。
施策内容	
二酸化窒素の環境基準が未達成な状況が続いている「池上新田公園前測定局」において、二酸化窒素が高濃度となった場合に、予め登録しているメールアドレスに情報提供し、エコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛などの取組に協力を呼び掛ける。 平成 21 年 12 月から運用開始。平成 22 年 3 月までに計 15 回発信。	
参考資料	
・「産業道路（東京大師横浜線）の二酸化窒素情報を携帯電話等のメールアドレスに配信します」 記者発表資料	